3　手続実施基本契約の申込人は、協会が手続実施基本契約の締結を承諾したときには直ちに、協会に対し、初回負担金を支払わなければならない。この場合、当該加入貸金業者が、協会に対し、規則第32条第２項に定めるところにより初回負担金相当額を納付している場合には、当該納付された初回負担金相当額は、当然に当該加入貸金業者の支払うべき初回負担金に充当されるものとする。

4　初回負担金が、当該加入貸金業者が納付した初回負担金相当額を超えるときは、当該加入貸金業者は、申込みの承諾の日から１か月以内に、協会に対し、初回負担金と当該初回負担金相当額との差額を協会が指定する金融機関口座に振り込んで支払わなければならない。当該加入貸金業者が納付した初回負担金相当額が初回負担金を超えるときには、協会は、当該加入貸金業者の請求に基づき、遅滞なく当該差額を当該加入貸金業者に対して返金する。この場合、返金に要する費用は、当該加入貸金業者の負担とし、利息は付さないものとする。

5　加入貸金業者は、初回負担金計算期間の満了日及びそれ以降の毎年９月末日までに、10月１日から１年分の負担金を、協会が別途通知する金融機関口座に振り込んで支払わなければならない。

6　加入貸金業者につき、初回負担金計算期間の末日が経過した後、以下の甲欄に掲げる事由が生じた場合には、負担金につき対応する乙欄に定めるところに従い取り扱う。

	甲	乙
⑴	非協会員である加入貸金業者が協会員となった場合	協会員となった日から、同日以降直近で到来する９月末日までの間（但し、１月未満の期間がある場合にはこれを切り捨てる。）に相当する負担金につき、協会員に対して適用されるべき負担金額に従い、月割りにてその額を計算し、支払済みの負担金額との差額がある場合には、当該加入貸金業者の請求によりこれを返還する。但し、利息は付さないものとする。
⑵	協会員である加入貸金業者が非協会員となった場合	協会員でなくなった日から、同日以降直近で到来する９月末日までの間（但し、１月未満の期間がある場合にはこれを切り上げる。）に相当する負担金につき、非協会員に対して適用されるべき負担金額に従い、月割りにてその額を計算しこれを請求する。但し、支払済みの負担金額との差額がある場合にはその差額を請求する。

7　協会は、納付された負担金につき領収書を発行しない。

（手数料の算定）

第56条　規則第113条第１項に定める手数料は、第17条に定めるところに従い算定した当該紛争解決手続の目的となった請求の価額に応じ、別表３に定めるところによる。

（納付された手数料の不返還）

第57条　納付された手数料は、当該手数料に係る紛争解決手続に係る申立てが受理されず、若しくは取り下げられ、又は当該紛争解決手続を開始しない旨の決定がなされた場合その他事由の如何を問わず返還しない。

附　則

（施行日）

第１条　この細則は、紛争解決等業務に関する規則附則第１条第１項に定める同規則を施行する日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、この細則の第３条から第５条の規定は、紛争解決等業務に関する規則附則第１条第２項の規定により同規則第２章の規定が施行される日から施行する。

（経過措置）

第２条　紛争解決等業務に関する規則附則第４条の規定により、同規則の施行の日より前になされる手続実施基本契約の申込みについては、この細則の規定を適用する。

第３条　第８条第３項の規定にかかわらず、この細則が施行された日から３か月を経過する日より前に手続実施基本契約の申込みをする場合にあっては、第８条第３項第１号の書類については、細則が施行された日から起算して３か月を経過した日までに提出することができる。

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十二年十月二十一日

金融庁長官　三國谷勝範

認可日　平成二十二年九月三十日

貸付自粛対応に関する規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）の貸付自粛制度の運用に関し必要な事項を定めることにより、資金需要者における健全で計画的な借入れの確保を図り、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に掲げるところによるものとし、この規則に定めのない用語で貸金業法（昭和58年法律第32号）に定められているものについては、同法に定められた意義を有するものとする。

⑴　自粛対象者

本人が貸金業者に対し金銭の貸付けを求めてもこれに応じないこととするよう求める対象となる個人をいう。

⑵　貸付自粛

本人が、自らに浪費の習癖があることその他の理由により自らを自粛対象者とする旨又は親族のうち一定の範囲の者が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を協会に対して申告することにより、協会が、これに対応する情報を個人信用情報機関に登録し、一定期間、当該個人信用情報機関の会員に対して提供することをいう。

⑶　個人信用情報機関

信用情報等提供業務を行う者のうち、個人信用情報の提供を行う者であって協会が指定した者をいう。

⑷　貸付自粛情報

自粛対象者の氏名、住所、生年月日その他自粛対象者を識別できる事項並びに貸付自粛の申告があった旨及びその年月日その他協会が個人信用情報機関と協議して定める事項を内容とする情報をいう。

（協会の責務）

第３条　協会は、貸付自粛の申告に対し、誠実、公正かつ迅速に対応しなければならない。

2　協会は、貸付自粛制度につき周知されるよう適切な措置を講じなければならない。

3　協会は、紛争解決等業務に関する規則に定める債務相談の申告を受けた場合などにおいて資金需要者等の利益の保護のために貸付自粛制度の利用が適切と認められる場合には、資金需要者等に対し貸付自粛制度を告知し、その利用を促進するよう努めるものとする。

4　協会は、貸付自粛制度の円滑な運用を確保するため、必要に応じ、個人信用情報機関と意見を交換するなどして緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

（協会員の責務）

第４条　協会員は、貸付自粛制度につきその顧客等に周知されるよう適切な措置を講じるものとする。

第２章　貸付自粛制度の運用

（運用）

第５条　貸付自粛制度は、貸金業相談・紛争解決センターにおいてその運用及び管理を行うものとする。

（個人信用情報機関）

第６条　協会は、信用情報等提供業務を行う者を個人信用情報機関として指定するに際しては、指定に先立ち、貸付自粛制度を円滑に運用するために必要な事項につき合意しなければならない。

2　前項に規定する必要な事項は、以下に掲げる事項とする。

⑴　協会が貸付自粛情報の登録の依頼を得た場合には、個人信用情報機関は当該情報を登録し、当該個人信用情報機関の会員に対し、その求めに応じて提供すること。

⑵　貸付自粛情報の登録期間は、貸付自粛情報が個人信用情報機関に登録されてから概ね５年間を下らないようにすること。

⑶　貸付自粛の申告につき、この規則に定めるところに従い撤回または取消（以下「撤回等」という。）がなされた旨の通知を受けたときは、これに応じて当該撤回等に係る貸付自粛情報の抹消その他の方法により、以後当該個人信用情報機関の会員に対して提供されないようにすること。